

平成19年度

定期監査報告書

(第1回目)

平成20年1月31日提出

登米市監査委員

1 監査の期日及び対象

第1回目については平成19年10月31日から平成19年12月25日までとし、対象については下記のとおりである。また、第2回目については平成20年1月28日から平成20年3月11日の期間で実施することとしている。

第1回目監査実施日及び対象部署は下記のとおりである。

実 施 日	対 象 部 署	
平成19年10月31日	迫総合支所	地域生活課・農業委員会迫事務所
		市民福祉課
11月5日	登米総合支所	地域生活課・農業委員会登米事務所
		市民福祉課
11月6日	東和総合支所	地域生活課・農業委員会東和事務所
		市民福祉課
11月7日	中田総合支所	地域生活課
		市民福祉課
11月8日	豊里総合支所	地域生活課・農業委員会豊里事務所
		市民福祉課
11月12日	米山総合支所	地域生活課・農業委員会米山事務所
		市民福祉課
11月13日	石越総合支所	地域生活課・農業委員会石越事務所
		市民福祉課
11月14日	南方総合支所	地域生活課・農業委員会南方事務所
		市民福祉課
11月15日	津山総合支所	地域生活課・農業委員会津山事務所
		市民福祉課
11月19日	教育委員会	教育総務課
		学校教育課・生き生き学校支援室
11月20日	教育委員会	生涯学習課
		体育振興課
11月21日	教育委員会	石越中学校
		森小学校
11月22日	教育委員会	中田中学校
		米川小学校
12月3日	教育委員会	東和事務所
		米谷幼稚園
12月4日	教育委員会	北方公民館
		佐沼小給食センター
12月5日	教育委員会	登米公民館・登米事務所
		津山若者総合体育館

実施日	対象部署	
12月10日	総務部	防災課
		人事課
12月11日	総務部	税務課
12月12日	企画部	企画振興課
		市民活動支援課
12月13日	企画部	行政改革推進課
		財政課
12月17日	企画部	政策推進室
	総務部	総務課
12月25日	総務部	市長公室

2 監査執行者

監査委員 星 紘 毅
監査委員 清水上 芳 江
監査委員 佐々木 康 明

3 監査の方法

地方自治法第199条第4項に基づき、平成19年度登米市一般会計及び特別会計について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

実施にあたっては、事前に監査対象部署から定期監査事前調書及び監査基準に基づく書類の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について担当部課長及び担当職員より説明を受け現状把握を行った。

なお、4月に組織機構の再編・見直しが行われ、新たに事務分掌等の把握が必要となったこと、更には各部局の所管施設等についても監査対象とするため、監査期間が長期にわたるので、2回に分けて定期監査を実施することとした。

4 監査の結果

第1回目の平成19年12月25日までに監査を行った部署の、事務の執行及び経営に係る事務の執行については、概ね適正に執行されていると認められたが、今後改善を要すると思われる点が散見された。

そのため、今回の監査した各部署全体的に改善を要する点及び要望する点については、総括的事項とし、監査対象部署毎については個別事項として、特記すべき事項について考察を加え次のとおり所見を述べることにした。また、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際口頭で留意又は改善を促した。

なお、この監査結果に対して措置を講じたときは、地方自治法199条第12項の

規定によって、その措置内容を監査委員に通知しなければならないことになっているので対応願いたい。

【総括的事項】

- 1 (社) 登米市シルバー人材センターと随意契約を締結しようとする際には、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、登米市契約規則第22条の3に基づき発注見通しと契約締結状況を公表することとしているが、一部に公表の欠落が見られたので、関係諸規程を遵守されたい。
- 2 各部署における契約事務の文書管理については、編てつに一連性を欠くものが見られたので、施行何から部等指名委員会、見積合せ等の関係書類を整理し、保管されたい。
- 3 郵便切手等の管理については、現金と同様に取り扱うことが求められる。受払簿の残数と現物が一致していないので、定期的を確認するなど管理には十分注意されたい。また、受払簿の様式が変更前の旧様式を使用されていたので、登米市文書取扱規程第6条の規定に基づく郵便切手等受払簿（様式第10号）により管理されたい。
- 4 各種団体の事務局として会計事務を行っている部署は、通帳と届出印鑑については別々に管理されているが、今後も定期的に通帳の残高を確認するなど管理には十分な注意を払われたい。
- 5 各部署等で担当している外郭団体が363団体あり、職員の関わりが大きいと思われる。今後現状を確認するとともに、自主運営が可能な団体については、行政は団体の指導育成にあたり団体の自主的な運営を助長させるよう努められたい。
- 6 学校独自の備品管理システムを学校事務研究会で協議検討中であるが、登米市備品システムとの整合性を図るなど関係部署と連携願いたい。
- 7 教育委員会等において、複数の施設を兼務している管理職が増加している。各施設では管理職が不在となる日数が増えることから、施設管理及び事業運営に支障が出ないように努められたい。
- 8 本庁と総合支所と関連する事務事業において、総合支所に本課へ配当された予算の配分があり、総合支所で業務を執行できるものと請求書を本庁へ送付し予算執行がすべて本庁で行われる業務とがある。事務執行上の主体性、内容を考慮し、総合支所の事務の効率化のため予算管理のできるシステムを検討されたい。

【個別事項】

1 迫総合支所

(1) 地域生活課

①総括的事項1に記載のとおり

②迫庁舎の自衛消防組織について、体制整備等検討し対応されたい。

- ③庁舎建物、設備類の劣化、故障が目立ってきているので、来庁者に不便、不快を与えないよう機能維持に努められたい。
- (2) 市民福祉課
 - ①総括的事項 1 に記載のとおり
- 2 登米総合支所
 - (1) 地域生活課
 - ①総括的事項 1 に記載のとおり
 - (2) 市民福祉課
 - ①登米老人福祉センターには専任職員が配置されていない状況であり、施設の管理運営上支障がでないよう関係部署と協議し対応されたい。
- 3 東和総合支所
 - (1) 地域生活課
 - ①地区集会所の維持管理費にかかる公費負担廃止については、地域住民に十分な説明を行うとともに関係部署と協議し適切な対応をされたい。
 - ②東和町米川地区において、デマンド方式による市民タクシーが運行されていたが、平成 19 年 11 月からは民間活力を利用した住民主体で登録制の市民タクシーが運行開始となっている。このことで地区住民の日常生活の利便性の向上が図られている。地域交通として定着し、より一層活用されることを望む。
 - (2) 市民福祉課
 - ①特になし
- 4 中田総合支所
 - (1) 地域生活課
 - ①総括的事項 2 に記載のとおり
 - (2) 市民福祉課
 - ①総括的事項 2 に記載のとおり
 - ②中田老人福祉センター利用に伴う（社）登米市社会福祉協議会との費用負担割合については、実態に合わせて再検討されたい。
- 5 豊里総合支所
 - (1) 地域生活課
 - ①債務負担行為を設定せず、前年度に入札が行われているので、契約事務執行については適正に処理されたい。
 - (2) 市民福祉課
 - ①特になし
- 6 米山総合支所
 - (1) 地域生活課
 - ①過年度未収金については、収納額を調定しているので、未収分全額を調定し、債権管理されたい。
 - ②転作に関する団体である「本作推進基金管理運営協議会」の事務局として

98,590千円の基金管理等を行なっているが、管理体制や担当すべき部署等について検討願いたい。

(2) 市民福祉課

① 特になし

7 石越総合支所

(1) 地域生活課

① (財)宮城県登米市石越町南谷地耕作地災害補償管理組合の事務を担当しており、その基金現在額は125,851千円と多額となっていることから、登米市組織規則の事務分掌に盛り込むなど管理責任を明確にする必要があると思われる。関係部署と協議、検討されたい。

(2) 市民福祉課

① 生活扶助費の支給について、他の総合支所と比較し現金での支給が多く見られることから、口座振替による支給について関係部署と検討されたい。

8 南方総合支所

(1) 地域生活課

① 特になし

(2) 市民福祉課

① 総括的事項3に記載のとおり

② 南方庁舎の総合案内は事務室内に設置されているが、来庁者は福祉関係、高齢者等の市民が多いので、住民サービスと総合案内の機能充実のために設置場所等について検討されたい。

9 津山総合支所

(1) 地域生活課

① 総括的事項1に記載のとおり

② 年度当初から発生する業務については、債務負担行為を設定し契約を行われたい。

③ 土地の長期賃貸借契約について、長期継続契約の対象となるものであるが、現契約内容では対象外となるため債務負担行為を設定する必要がある。

(2) 市民福祉課

① 総括的事項1に記載のとおり

10 農業委員会事務所（迫、登米、東和、豊里、米山、石越、南方、津山）

① 特になし

11 教育委員会

(1) 教育総務課

① 育英資金等貸付金において多額の未収金が生じていることから、未納対策を講じるとともに、その経緯について貸付台帳に記載するなど適切な管理に努められたい。

(2) 学校教育課

① 総括的事項6に記載のとおり

- ②スクールバス運行業務に係る契約事務について、不落に伴う随意契約が多数生じていること、指名委員会を経て指名したにもかかわらず辞退業者が多数見られ、総じて円滑さに欠けていたので、留意されたい。
- ③給食費の未納については、適正な債権管理と収納率の改善に努められたい。
- (3) 生き生き学校支援室
 - ①特になし
- (4) 生涯学習課
 - ①豊里複合施設（庁舎と公民館）建設事業については、早期に完成されるよう努められたい。
- (5) 体育振興課
 - ①契約事務の執行において、随意契約を締結できるものについて、入札を行なっているものが見受けられたので、契約事務について関係諸規程に則り適正に処理されたい。
- (6) 石越中学校
 - ①総括的事項 6 に記載のとおり
- (7) 森小学校
 - ①総括的事項 2 に記載のとおり
 - ②総括的事項 6 に記載のとおり
- (8) 中田中学校
 - ①総括的事項 6 に記載のとおり
- (9) 米川小学校
 - ①総括的事項 6 に記載のとおり
- (10) 米谷幼稚園
 - ①保護者から学級諸費を徴収し現金で保管されているが、適切な管理に努められたい。
- (11) 東和事務所
 - ①総括的事項 7 に記載のとおり
- (12) 北方公民館
 - ①総括的事項 7 に記載のとおり
 - ②郵便切手等の取り扱いにおいて、公民館分と各種団体事務局分とが混同して使用されているので、使用区分を明確にして管理されたい。
- (13) 登米公民館・登米事務所
 - ①総括的事項 2 に記載のとおり
 - ②総括的事項 7 に記載のとおり
 - ③施設設備について、老朽化により修繕部分が多くなっている状態なので、関係部署と協議して対応されたい。
- (14) 津山若者総合体育館
 - ①総括的事項 3 に記載のとおり

(15) 佐沼小給食センター

- ①施設の老朽化、また、調理業務備品等も相当の年数が経過している状況にある。衛生管理には十分留意されたい。
- ②給食費の未収金について、適正な債権管理と収納率の改善に努められたい。

12 総務部

(1) 人事課

- ①資金前渡の精算について、精算時期の遅れが数件見受けられるので注意されたい。
- ②定員適正化計画に基づく組織の見直し、人材育成型人事評価システムの構築の実現に向け努力されたい。
- ③メンタルヘルスケア事業については、相談業務が行なわれているが、個人情報等に細心の注意を払い実施されたい。

(2) 市長公室

- ①栄典事務の迅速な処理のため、引き続き努力されたい。

(3) 総務課

- ①土地売払い収入については、未収金があるので引き続き回収努力されたい。
- ②備品台帳については、備品台帳の整理方法とシステム使用方法を周知するとともに備品管理が円滑に行なわれるよう対応されたい。

(4) 防災課

- ①豊里デイサービスセンター等公設民営の施設の消防組織の体制について、調査把握され、自衛消防組織のあり方を検討されたい。
- ②防災行政無線の移動系無線の免許がデジタル移動通信システムへの移行に伴い、平成23年5月以降周波数の免許更新ができなくなる地域が出てくるので、現在の合併前に整備された防災行政無線について、登米市として統合化を図る必要があると思われる。防災行政無線は、安心安全を図る上で重要な情報発信施設であるので、早期に整備計画を策定し、供用化に努められたい。
- ③繰越明許費が設定されている防火水槽については、13基のうち10基は発注済みでありながら未完成であるので、早期完成に向けて努力されたい。また、未発注分については、設置場所の確保等消防本部と連携のうえ早期に発注完成に向けて努力されたい。

(5) 税務課

- ①総括的事項3に記載のとおり
- ②所得税申告相談体制については、住民サービスの低下とならないよう、事前に総合支所と協議し協力して取り組まれたい。
- ③コンビニ収納の収納事務に日数がかかっているために直近の納付確認ができない状況なので、即時消し込み処理に対応する収納システムの検討を行い収納事務に万全を期されたい。

13 企画部

(1) 企画振興課

①電算システムの開発については、優先順位を見極め計画的な整備を望む。

(2) 市民活動支援課

①登米市協働のまちづくり指針に基づき、市民と行政がそれぞれの特性や役割を認識しながら、まちづくりに関する共通の目標を持ち、協働のまちづくりが進められているが、さらなる推進を図るため「協働のまちづくり推進条例」等の早期制定に努められたい。

(3) 財政課

①「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月公布）」の制定に伴い、財政健全化判断比率の公表が平成19年度決算から適用されることとなったので、普通会計に公営企業会計を連結させた際の収支比率の調整、加えて指標作成のための数値分析などについて、適切な事務処理ができるよう心掛けられたい。

②国民健康保険特別会計から浄化槽事業特別会計までの8特別会計にわたる預金利子収入は、106千円の予算額を計上しているものの未だ収入額が無く、かかる預金利子収入は一般会計の市預金利子に一括包含され収入済みとしているので、今後は8特別会計の預金利子収入が空予算とならないよう実情に即した予算編成を望む。

(4) 行政改革推進課

①登米市行財政改革大綱及び実施計画に基づき、行財政改革の着実な推進が図られているが、今後なお一層の事務事業の見直しや公の施設の指定管理制度の活用、また、第三セクターの見直しなど行財政改革に積極的に取り組んでいかれたい。

(5) 政策推進室

①医師確保対策等の政策課題に取り組んでいるが、関係部署、関係機関と連携を図り、対応されたい。

②職員提案制度については、無記名提案の実施や強化月間の設定等、件数増と周知拡大に努めているが、提案件数が伸びていない状況にあるので、今後も普及啓発に努めるとともに、優良提案については関係部署との連携を図り早期実現に向け努められたい。